

肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は一定程度確保されているとの認識を共有いたしました。一方で、経営陣のインセンティブ報酬の適切性に関する更なる議論の実施、経営戦略・経営計画につき収益力・資本効率等を意識した十分な審議の実施等の課題点を共有いたしました。

今後も、当社の取締役会では本実効性評価の結果を踏まえ、課題についての今後の取り組み方針を十分に検討し、さらなる取締役会の機能の向上を目指してまいります。

【補充原則4-14② 取締役および監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役および監査役に対するトレーニングの方針を、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話】

当社は、IR担当取締役を中心に、IR委員会を設置し、すべての株主との建設的な対話を促進するための体制整備を行っております。 詳細については当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております。また、その実施状況等につきましては、本報告書「Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. IRに関する活動状況」に記載しております。

2023年度の株主との対話の実施状況は下記の通りです。

○株主との対話の主な対応者:①取締役社長・②IR担当役員・③IR担当

○対話を行った株主の概要:アナリスト・機関投資家対象

①決算説明会:23名参加(2回開催11月・5月)

②SR個別面談:11件

③IR個別面談:34件

○対話の主なテーマ等:

・今後の見通し

・中計について

・資本政策について

・ESGへの取り組み

対話において把握した株主の意見は、適宜、報告書等によってIR担当役員へフィードバックしております。

また、取締役会にて活動の状況を報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,999,000	15.38
日鉄ステンレス株式会社	2,049,390	10.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	917,210	4.70
立花証券株式会社	647,100	3.32
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店カストディ業務部)	300,000	1.54
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	253,556	1.30
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	249,298	1.28
大太平洋金属取引持株会	237,702	1.22
JP JPMSE LUX RE NAMURA INT PLC 1 EQ CO (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	232,294	1.19
日本機設株式会社	228,100	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 伸也	弁護士											
今井 光	他の会社の出身者											
酒井 由香里	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 伸也	○	—	<p>松本取締役は、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識により、社外取締役としてその職務を適切に遂行することができると判断したため2013年6月に社外取締役として選任しております。同氏には、上記の見地・見識を活かし、当社において、コンプライアンスの強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を推進していくことを期待しております。</p> <p>同氏は、主要な取引先、主要な株主ないしその出身者ではなく、当社から取締役報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ておりません。また同氏の本職は弁護士であり経営陣と同じ位置におらず、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。</p>
今井 光	○	—	<p>今井取締役は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験により、社外取締役としてその職務を適切に遂行することができると判断したため2016年6月に社外取締役として選任しております。同氏には、上記の経験を活かし、当社において、コーポレート・ガバナンスの充実及び企業経営基盤の強化を推進していただくことを期待しております。</p> <p>同氏は、主要な取引先、主要な株主ないしその出身者ではなく、当社から多額の金銭その他の財産を得ておりません。また同氏は一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。</p>
酒井 由香里	○	—	<p>酒井取締役は、幅広い分野での企業経営者としての豊富な経験により、社外取締役としてその職務を適切に遂行することができると判断したため社外取締役に選任しております。同氏には、上記の経験を活かし、当社において、ダイバーシティの観点から多様な視点により、コーポレート・ガバナンスの充実強化を推進していくことを期待しております。</p> <p>同氏は当社の主幹事証券会社である野村證券株式会社の在籍経験がありますが、既に同社を退職してから20年以上の期間が経過しており、同氏において同社との間では何らの取引関係その他の関係も有していないこと等から、同氏の独立性に問題ないと判断しております。またその他主要な取引先、主要な株主ないしその出身者ではなく、当社から多額の金銭その他の財産を得ておりません。</p> <p>同氏は一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役及び執行役員の指名及び報酬等に関する手続きの公正性、透明性及び客觀性を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的として2021年5月20日に指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役会からの諮詢に応じて、主に取締役等の選任及び解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他委員会が取締役の指名・報酬に関して認めた事項について審議し、助言・提言を行います。

指名・報酬委員会の員数は、3名以上5名以下で構成し、その過半数は独立社外取締役といたします。委員長は、独立社外取締役(株式会社東京証券取引所に届出)といたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査に関しては、監査室(2名)を設置し、組織・制度監査、業務監査、会計監査等を行い、当グループ全体の「財務報告にかかる内部統制の評価」等を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役1名を中心に4名の監査役が年次監査計画を作成し、それに基づき監査を行っております。

また、監査役、監査室及び会計監査人との相互連携については、監査報告会を年4回実施し、連携を図っております。

監査役と監査室においても相互連携を図るために隨時情報交換の場所を設置し、監査計画の実施状況の確認及び調整が出来るような体制を整えております。また、内部監査の評価結果を定期的に取締役会へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安田 健	他の会社の出身者											△		
飯村 豊	他の会社の出身者											△		
宮崎 恒介	他の会社の出身者											△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 健	○	当社の取引先銀行の出身である。	安田監査役は、幅広い見識と他社での監査役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したため社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の取引先銀行である株式会社りそな銀行に在籍しておりましたが、退職後10年以上経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は同行からの借入金ではなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。
飯村 豊	○	当社の取引先銀行の出身である。	飯村豊氏は、幅広い見識と他社での取締役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したため社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の取引先銀行である株式会社日本政策投資銀行に在籍しておりましたが、退職後7年以上経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は同行からの借入金ではなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。
宮崎 恒介	○	当社の取引先銀行の出身である。	宮崎恒介氏は、幅広い見識と他社での取締役及び監査役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したため社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の取引先銀行である株式会社みずほ銀行に在籍しておりましたが、退職後10年以上経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は同行からの借入金ではなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、以下の通り独立役員の独立性判断基準を定めております。

1. 独立役員は、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない社外取締役または社外監査役とする
2. 当社の主要取引先(仕入または販売)又はその取締役・業務執行者・監査役でない者
3. 当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等でない者
4. 当社株式を保有していない者
5. 当社取締役、監査役の友人でない者
6. 現在・過去において次に該当しない者
 - (1) 当社、当社子会社等の取締役・業務執行者・監査役・会計参与

- (2) 当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役
- (3) 前項(2)の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役
- (4) 当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等が組織する法人に所属している者
- (5) 当社の主要取引先(仕入または販売)又はその取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者。
- (6) 当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
- (7) 前項(6)の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
- (8) 社外役員の相互就任関係にある者
- (9) 当社が寄付を行っている先又はその出身者
- (10) 以上の者の三親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬制度の詳細につきましては、下記【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の報酬総額は金186百万円であります。

取締役への報酬等の額には使用者兼務取締役の使用者分給与は含まれておりません。

2006年5月22日開催の取締役会で役員退職慰労金制度の廃止の決議を行い、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、当事業年度末現在における今後の打ち切り支給の予定総額は、次のとおりであります。

監査役1名に対し総額 6百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、当社指名・報酬委員会により下記の通り定めており、この決定方針を当社の取締役会により「役員報酬規程」として決定しております。

また、当社の監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針についても、当社の取締役会により「役員報酬規程」として決定しており、株主総会において総括を決議し、監査役間の協議により決定しております。

② 決定方針の内容の概要

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての「役員基本報酬」と、業績連動報酬である「役員賞与(金銭・株式)」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「役員基本報酬」のみを支払うこととしております。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その額については、指名・報酬委員会で審議し、取締役会にて決定しております。

ウ. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬に係る指標は、配当金の支払いがある場合に支給できるものとし、親会社株主に帰属する当期純利益を原資に別に定める当期純利益毎の分配基準で算定しております。また、当該業績指標を選定した理由は、各事業年度の業績向上に対する意識を高め、企業価値向上に資するとともに、あらゆる利害関係者との利益を共有できる報酬とするためです。

支給時期は、各事業年度の業績に応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給しております。

当事業年度(第98期)における業績連動報酬に係る指標の目標は連結配当性向30%を目指とした配当金の支払いを基準としており、実績は親会社株主に帰属する当期純損失(△)1,074百万円であることから剰余金の配当の実施を見送らせていただきました。その結果、取締役6名(社外取締役を除く)に対し取締役報酬方針に基づき役員賞与を支給しないことといたしました。

エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- a. 月額固定報酬
 - ◇役員基本報酬
 - ・職責の大きさに応じた役位ごとの金銭による固定報酬
- b. 業績連動報酬
 - ◇役員賞与(金銭)
 - ・短期のインセンティブ報酬として、1事業年度の業績等に基づき変動する金銭の業績連動報酬
 - ・報酬額の上限については、個人別月額固定報酬の5ヶ月分
 - ・報酬の支給については、毎事業年度における会社業績等の確定後
 - ◇役員賞与(株式)
 - ・業績連動の株式報酬として、在任期間中に株式交付のためのポイントが付与されることで、中長期視点の株主との利益とリスクの共有促進を図る
 - ・取締役に対する株式等の交付等は取締役の退任時

なお、報酬等の種類ごとの割合は、固定報酬:業績連動報酬=10:0~7:3としております。

オ. 取締役の報酬等の内容についての決定に関する事項

個別報酬の月額報酬原案決定に際しては、取締役社長が、会社で各取締役への期待する役割について慎重に評価し、指名・報酬委員会へ上程し、同委員会にて審議の上、個人別を確定し、取締役社長が取締役会へ支給総額案を上程し、決定しております。

業績連動報酬である役員賞与については、分配基準に沿って総額を決定し、取締役社長が取締役会へ支給総額案を上程し、決定しております。個人別の分配については、役位別の月額固定報酬額を基準に比例分配しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会決議において年額3億5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は1名)です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会決議において年額6千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会において総枠を決議し、取締役会の委任を受けた指名・報酬委員会が別途定める取締役報酬方針を基準に対象期間の支給総額案を審議し、その審議結果を取締役社長が取締役会へ上程し決定しております。

指名・報酬委員会に権限を委任した理由は、指名・報酬委員会は社外取締役が委員の過半数を占める当社取締役会の任意の諮問機関であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。

取締役会は、当該権限が指名・報酬委員会によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会で審議の上、その答申に基づき取締役社長が取締役会へ上程し決定する措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度に係る内容については、指名・報酬委員会(委員長:社外取締役 松本伸也氏、委員:社外取締役 今井 光氏、社外取締役 酒井由香里氏、取締役社長 青山正幸氏)が取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。その権限の内容は、委員会規程により、報酬制度に関する基本方針・報酬枠案(算定方法を含む)・個人別の具体的な報酬額(算定方法を含む)と定められております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者はおりませんが、取締役会事務局が全ての取締役会開催予定日を知らせ、所定の期間までに議案・報告事項を詳細に記載した取締役会の招集通知を送り、全ての取締役に出席いただき、速やかに取締役会議事録の写しを交付しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目安に発送しております。また、当社は電子提供措置をとっており、株主総会招集通知の発送に先立ち、当社ウェブサイトまたは東京証券所ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の電子行使が可能な環境を整備しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を行い、電子提供措置事項と共に当社ウェブサイトまたは東京証券所ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は、年2回開催予定。工場(八戸製造所)見学会は、年1回開催予定。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、アナリスト・機関投資家向け決算説明会資料(https://www.pacific-metals.co.jp/ir/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	名称:IR委員会	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アナリスト・機関投資家向けにIR個別面談の実施 ・当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に則り、株主との建設的な対話を促進 ・決算説明会(年2回)、個別面談の実施 ・英文開示を含む四半期開示及びIR資料の充実 ・ホームページ及びIRサイトの刷新および英文対応 ・IR活動の取締役会に対するフィードバックの実施 	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」および「企業行動規範」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は2009年3月にISO14001を認証取得し、これまで環境負荷の低減に向けて積極的に取り組んでまいりました。 また統合報告書を作成し、当社ホームページへ掲載しております。 (https://www.pacific-metals.co.jp/environment/report.php)

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

(イ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

・取締役の職務執行に関する報告は、文書及び電子的媒体により行っております。

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理は文書管理規程等の社内規程により行っています。
- (ロ)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・大規模な事故、災害、不祥事等に対処するため、平常時の諸対策を講ずる「リスクマネジメント委員会」と、有事の際の基本的対応について記載した「危機管理マニュアル」を制定しております。
 - ・経営管理上のリスクについては取締役会に上程し対応を決定しております。
 - ・日常業務におけるリスクに対しては、管理規程、業務執行におけるマニュアル等を作成し対応しております。
- (ハ)当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社が執行役員制度を導入し、取締役会の役割が会社全体の経営方針の決定と業務執行に関する監督機能であることを明確にしてその活性化を図り、業務執行責任者の担当業務責任と役割を明確にすることにより実務レベルでの意思決定の迅速化と業務遂行機能の強化を図っております。
 - ・当社の業務運営では、取締役及び所管部室長をメンバーとする経営計画委員会が運営方針及び経営計画を策定し、取締役会において同方針、計画を協議、決定し、これに基づき組織的、計画的な業務執行を行っております。また、その業務執行状況は担当執行役員が、取締役会へ定期的に報告し、取締役会が確認をしております。
 - ・当社及び子会社の業務執行の効率性を確保するために、IT統制に関する基本規程等を整備しております。
 - ・当社の社外取締役が全ての取締役会に出席できるよう規程の策定及びハ戸本社・本店間でのテレビ会議システム等を整備して意思決定を行っております。
- (二)当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・「経営方針」、「企業倫理規範」、「企業行動基準」等を取締役会にて制定しております。
 - ・取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスの強化を図っております。
 - ・当社は、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力及びこれに類する団体等とは一切の関係を持たず、また反社会的勢力及びこれに類する団体等からの要求を断固として拒否します。当社は、従来より、担当窓口を設置し、情報を一元管理し、警察、特殊暴力防止対策連合会及び外部の専門機関と常に連携を取っております。
 - ・当社の社外取締役が全ての取締役会に出席できるようハ戸本社・本店間でテレビ会議システム等を整備して意思決定を行っております。
 - ・取締役会直属の「監査室」を設置し、当該室が監査役との連携のもと、「組織・制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「日常的モニタリング」を行っております。
 - ・「公益通報体制に関する規程」により内部通報制度(社内窓口・外部窓口)を設けており、内部通報に関する報告書を監査役会に提出し、具体的な事案があれば、取締役会に報告しております。
 - 内部通報したことによる不利益扱いは禁止しております。
- (ホ)当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制
- ・当社の指導のもと、子会社は、内部統制・危機管理担当者を置き、その担当者は、必要に応じて当社の「内部統制委員会」、「リスクマネジメント委員会」に出席するものとする等、当社は子会社の業務の適正を確保する体制を整えております。
 - ・当社「監査室」は連結子会社における業務の適正性を確保するために監査を行っております。
 - ・連結子会社の経営状態を各連結子会社の取締役が定期的に取締役会に報告しております。
 - ・「公益通報体制に関する規定」により内部通報制度(社内窓口・外部窓口)を設けており、内部通報に関する報告書を監査役会に提出し、具体的な事案があれば、取締役会に報告しております。
 - また、上記内部通報制度は、子会社、関連会社、取引先等に関する事項の通報も対象としております。当社は、上記内部通報をした者が、当該通報をしたことに関して、不利な取扱いを受けないこととし、かかる取扱いを禁止しております。
- (ヘ)当社監査役の職務を補助すべき使用人の体制
- ・当社は、監査役の職務を補助すべき使用者として、監査役と「監査室」との連携を強化する趣旨から、監査役の要望に応じ、「監査室」所属の従業員を監査役の職務を補助すべき使用者とし、その固有の業務に支障をきたさない範囲で監査役の補助をさせることができます。取締役会は、必要に応じ監査役会と意見交換を行います。
- (ト)当社取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制
- ・当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
 - ・当社取締役は、取締役会及び重要な会議について参加する機会を監査役にも与えており、また、監査役の重要な書類の閲覧並びに会社の業務及び財産の状況調査については、監査役の指示に従うこととしております。
 - ・当社の従業員等、子会社の取締役、監査役、従業員等またはこれらのものから報告を受けたものが当社監査役に報告をすることに関して、不利な取扱いを受けないこととします。
 - ・当社は、当社監査役の職務執行に関して生ずる費用の前払いまたは償還、当該職務執行費用または債務処理に関して、速やかな処理を行うものとします。
 - ・当社取締役の公正な業務執行を期するために非常勤を含めた監査役4名(うち3名は社外監査役)が全ての取締役会に出席できる体制にしております。
- (チ)当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、各種関連規程を整備し、財務報告における不正や誤謬発生のリスクを把握・管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制になっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力及びこれに類する団体等とは一切の関係を持たず、また反社会的勢力及びこれに類する団体等からの要求を断固として拒否します。当社は、従来より、担当窓口を設置し、情報を一元管理し、警察、特殊暴力防止対策連合会及び外部の専門機関と常に連携を取っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 決定事実に関する情報(子会社に関する情報を含む)は、社内各部門が資料を作成し、その内容を担当取締役から総務部に伝達される。総務部は、経理部及び情報取扱責任者と協議して、開示の要否を判断し、それに基づき取締役会に提出する資料を作成し、開示の要否の意見を付して取締役会に提出し、取締役会での開示の要否を含めてその承認を受けた後、開示を必要とする場合は総務部より株式会社東京証券取引所に適時開示を行なう。

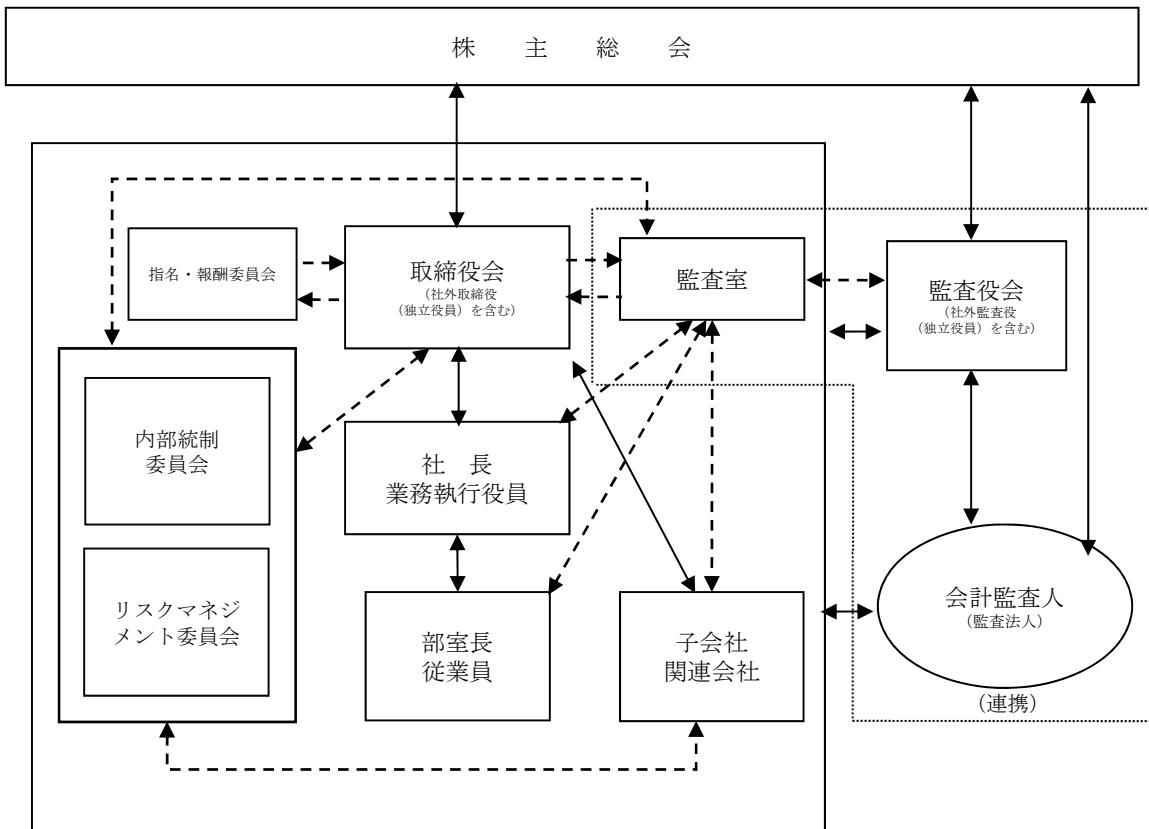
(2) 投資家の投資判断に影響を及ぼすような発生事実に関する情報(子会社に関する情報を含む)は、担当取締役から総務部に伝達される。総務部は、経理部及び情報取扱責任者と協議して、開示の要否を判断し、それに基づき取締役会に提出する資料を作成し、開示の要否の意見を付して取締役会に提出し、取締役会での開示の要否を含めてその承認を受けた後、開示を必要とする場合は総務部より株式会社東京証券取引所に適時開示を行なう。

(3) 決算に関する情報は、経理部が資料を作成し総務部・情報取扱責任者等と協議して、開示の要否を判断し、その要否の意見を付して取締役会に提出し、取締役会で開示の要否を含めてその承認を受けた後、開示を必要とする場合は、総務部より株式会社東京証券取引所に適時開示を行なう。

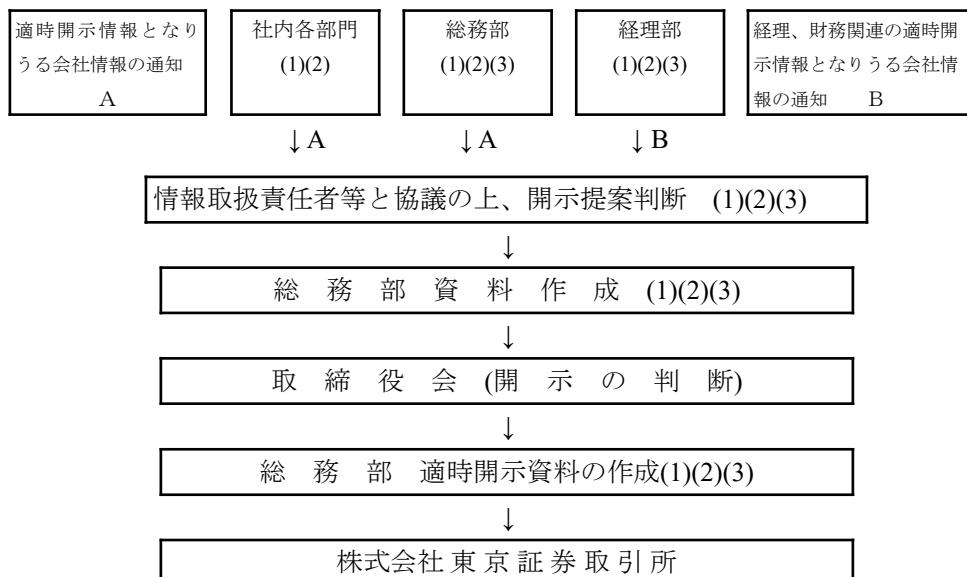
(会社の機関・内部統制の図表)

(→ 従来の業務等の流れ)

(—→ 内部統制についての報告、指示、監査、選任等の意味)



適時開示体制 模式図



- (1) 決定事実に関する情報(子会社に関する情報を含む)
- (2) 投資家の投資判断に影響を及ぼすような発生事実に関する情報(子会社に関する情報を含む)
- (3) 決算に関する情報